＜e-learning＞

群馬大学における利益相反マネジメント

※この教材は筑波大学の利益相反eラーニング
コンテンツを基に作成しました。

Ⅰ　解説編

１．利益相反マネジメントが必要とされる背景（１）

- 近代の大学は、その創設の当初から、高等教育と学術研究を通じて社会に対する貢献の役割を果たしてきました。
- 近年は、社会や人類が直面する課題が深刻となるに従い、大学の持つ知的資源に対する期待が一層高まっています。
- また、他方では、厳しい財政状況や経済の長年にわたる停滞が続くなかで、大学に対しては、より短期的で直接的な社会貢献が求められるようになりました。

１．利益相反マネジメントが必要とされる背景（２）

- このような外部からの要請に応えて、大学がこれまで以上に産学連携活動を活発化していくと、企業等から大学や教職員等にもたらされる金銭的利益が増大し、教職員等の大学における責任と、企業等から得られる個人的な利益との間で衝突が生じることになります。
- また、大学自身が、保有する特許の実施料収入を得たり、大学発ベンチャーの株式を取得したりするなどの事態を生じるようになってきました。
- つまり、産学連携活動を活発に行えば行うほど、利益相反問題が起こりやすい状況が生み出されてきます。こうした状況の下では、大学や教職員等の名誉や社会からの信頼を維持しながら、他方で大学は産学連携活動を活発に推進していくためには、大学にとって、利益相反問題を取り扱うシステムとルールを構築することが避けて通ることのできない問題となります。

2．大学における利益相反の定義

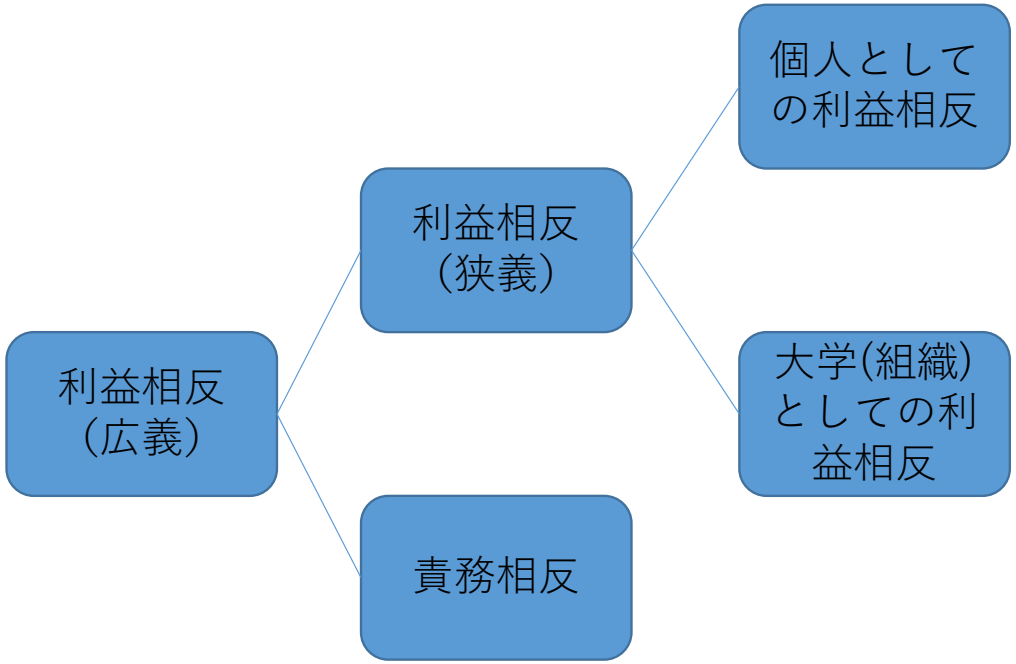

- 大学における利益相反とは、教職員等の企業等から得る利益と大学における職務上の責任との間又は大学が企業等から得る利益と大学自身が本来はたすべき役割との間に衝突が生じている（ようにみえる）状況をいいます。
- 上記の定義のうち、「教職員等の企業等から得る利益」が、「教職員等が企業等に負っている責任」となる場合には、責務相反になります。
- したがって、責務相反が、主として職員が兼業する場合に起こります。広義の利益相反には、狭義の利益相反と責務相反が含まれます。
- 利益相反は、個人である教職員等について生じる個人としての利益相反のみならず、大学という組織についても起こり得ます。すなわち、大学という組織が得る利益と大学が本来組織として果たすべき役割が相反する場合に組織としての利益相反が生じます。

３．利益相反問題の特性と群馬大学の利益相反ポリシーの目的（１）

- 利益相反とは、教職員等が置かれている特別な状況のことを指しており、直ちに大学の利益の損失や法令違反の問題に直結するわけではありません。
- 問題は、そのような特別な状況に起因して、社会一般から実際に大学の利益が損なわれているかのうように見えること（アピアランス）であり、そしてそれにもかかわらず、大学として何ら有効な手段を講じていないために、大学に対する社会的信頼が損なわれることです。
- つまり、利益相反マネジメントにおいては、実際に大学の利益が損なわれていなくとも、世間から見た場合にそう見えるだけで、既に大学に対する信頼が揺らいでいるわけですから、事前の予防措置を講じることが重要な課題となってきます。

３．利益相反問題の特性と群馬大学の利益相反ポリシーの目的（２）

- このアピアランスと事前の予防措置の重視は、利益相反については、その存在と実害との間の因果関係を証明することが極めて困難であることからも導き出されます。（例えば、研究や審査の対象に関係する企業から寄附金や研究費を受け研究者から繰り返し聞かされる弁明は「寄附金や研究費を受けたことは事実だが、それによって、自分の研究や審査の公平さに影響がでたことはいささかもない。」という趣旨のものです。その真否を検証することは容易ではないので、実際に影響を与えるかどうかに関わりなく、一定額以上の寄附金をもらった時点で研究計画を変更したりその研究者を関係する審査から外すなどの予防措置が重要となります。）
- 利益相反とは、企業等からもたらされる金銭的利益に関して起こることが多いことから、群馬大学の利益相反マネジメントポリシーは、主に産学連携活動を取り扱うシステムとルールを構築して、産学連携に対する取組みを萎縮させずに、大学に対する社会的信頼を確保することにあります。

４．利益相反マネジメント・システム

◎ヒトを対象とする研究等個別研究のマネジメントはそれぞれの専門分野の特性に配慮し、別途策定

①金銭的情報に関する報告義務

↓

②教職員等から提出された金銭的情報の記録・保存

↓

③利益相反各地区部会による事実関係の検討・判断

↓

④利益相反マネジメント委員会（学外有識者含む）への報告

毎年1回前年度の特定の金銭的利益等について報告
①企業及び団体（以下「企業等」という。）と一定額以上の産学官連携活動等を行う場合
②産学官連携活動等を行う対象企業等から一定額以上の金銭若しくは株式等を取得する場合又は便益の供与を受ける場合
③産学官連携活動等を行う対象企業等から一定額以上の物品，サービス等を購入する場合
④本学の学生を企業等から給付が発生する社会貢献活動に従事させる場合
⑤第５条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象とすることを認めた場合

５．金銭的情報に関する報告義務の詳細

- 教職員等は、毎年定期的に、前年度の１年間（前年度4月1日から3月31日まで）に、企業等から受けた特定の金銭的利益について、報告しなければなりません。なお、この報告義務の対象には、教職員等本人のみならず、その配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が特定の金銭的利益を受けた場合も含まれます。

【報告の対象となる特定の金銭的利益について】

（１）相手先企業等と実施する産学官連携活動等の内容（直接経費が200万円以上等）
（２）相手先企業等における年間合計１００万円以上の兼業実績
（３）個人保有の特許権及び成果有体物等に係る相手先企業等から年間合計１００万円以上のロイヤリティ収入。
（４）相手先企業の株式保有
（５）相手先企業等からの無償の物品提供
（６）相手先企業等からの無償の役務提供
（７）相手先企業等との間で物品購入や業務委託を行うに際し，仕様策定や発注への関与

６．群馬大学の利益相反マネジメントを実施する体制

１．利益相反マネジメント委員会：
利益相反を適正に管理するため、理事（研究・企画担当）を委員長とする学外有識者を含む委員会。

２．専門委員会：
利益相反マネジメントのための調査に関する事項に対応するため必要に応じて設置する委員会

３．各地区部会：
荒牧地区、昭和地区及び桐生地区の所掌する学部等の役職員等の利益相反マネジメントを行う部会

７．利益相反問題に対処するための基本的なルール

個人的利益に関する透明性の確保のルール：

　教職員等は、特定の金銭的利害関係について、定期又は随時報告する義務を負います。

８．利益相反に関するご相談

日頃の研究活動等において利益相反が生じたり、あるいはそれに類似した問題のあるときは、産学連携推進課にご相談ください。

■事務担当：a-sangaku(a)ml.gunma-u.ac.jp
(a)は＠に変更して送信してください。